

次に「施設整備等による収支」で収支差を表しています「施設整備等資金収支差額(6)」では、約1,969万円の支出超過となりました。

最後に「その他の活動による収支」で収支差を表している「その他の活動資金収支差額(9)」では、約6,389万円の黒字を計上しています。これらの結果、今年度の利益を表す「当期資金収支差額合計(11)」は、約255万円となり、この収支差額については、公益事業によるものになります。

会員向け学習会が開催されました

5月の勉強会は、先月に引き続きファイナンシャルプランナーの西村和子様をお招きし、『知的障がいのある子の「親なき後」のライフプラン～親が元気なうちにできること～』のまとめとして、エンディングノートについてご講演頂きました。

お葬式は残された人の心のけじめをつける場と考え、慌てないように準備をしておいてあげることが家族のためになります。「私」のお葬式で家族が困らないためのポイントを紹介して頂きました。

1. 遺影の準備…まず写真が必要になります。でも私の写真がどこにあるのか、夫や子供は知らない場合も多く、その結果私にとって不本意な写真が使われる可能性もあるので、エンディングノート(以下ノート)に遺影にしてほしい写真を貼っておきましょう。

2. お葬式の費用について…死亡すると私の預貯金は凍結されるので引き出せなくなります。活用したいのは生命保険で、加入して「受取人固有の財産」にしておくことで、その人の名前で請求できるようになり、早ければ半日から1日で保険会社から振り込まれるのでお勧めです。

3. 連絡…私が亡くなったことを伝えてほしい友人知人の名前と連絡先をノートに書いておきます。年賀状作成に使用しているパソコンの住所録を印刷して貼っておくのも良いでしょう。

4. 自分の宗教や宗派、菩提寺がわかるようにしておきます。ノートには葬儀社とお葬式の生前予約をしていないか、棺に入れてほしいもの等も書けるようになっています。

これらの事がわかるだけでもお葬式はスムーズに行なわれるとのことでした。

次に相続の注意点をお聞きしました。被相続人の死亡は相続の手続きの開始を意味します。相続の書類には必ず実印と印鑑登録が必要になり、障がいの

子も名前が書いて実印を持っていれば相続手続きは可能です。印鑑登録は障がいの子に代わって親が代理で申請できるので準備しておきましょう。但し、障がいの子が遺産分割で不利益を被らないよう注意が必要です。また、親兄弟が成年後見人になっている場合は後見人と被後見人とが同時に相続人となり、当事者間の利益相反関係になるため、被後見人に特別代理人を選任します。

遺産を分割するには、「相続人の確定」と「相続財産の確定」が必要になります。亡くなった人の出生から死亡までの戸籍謄本を請求し、他に相続人がいないか確かめなければいけません。本籍を何度も移転していると、その分必要な戸籍謄本の数も増えて結構大変な作業になります。生まれた時から原戸籍は変わることはなく有効期限もないので、今から準備しておくことと相続の際の事務作業は軽減されます。ノートには家系図や経歴を書く欄があります。

どんな財産があるのかわかるよう、預貯金や株式、保険、年金等をノートに記載しておきましょう。ネット銀行やパソコンで財産管理をしている場合はパスワードがわかるようにしておきます。不動産は固定資産税の納付書をノートに貼っておくと良いです。注意が必要なのは借金や保証人になっていることで、負債も相続財産なのでプラスの財産よりマイナスの財産が多い時には、そのことを知ってから3ヶ月以内に手続きすれば相続を放棄することができます。

遺産分割の希望や家族へのメッセージもノートに書けるようになっていきます。親は平等にしてきたつもりでも、兄弟は親の気持ちが、障がいの子へ多く向いていたと受け取りがちなので、最後に兄弟へメッセージを書き残してほしいとのことでした。自分の亡き後、障がいの子がどのようにして生活していくのか、今のうちに情報を得ながら、できることはやっておき、将来の準備を進めていくことが大切ではないかとのお話でした。

